

令和 7 年度
第 2 回宮城県環境審議会
循環型社会推進専門委員会議

議事録

令和 7 年 11 月 19 日（水曜日）
午前 10 時から正午まで
宮城県行政庁舎 9 階 第一議室

1 開 会

- 委員の出席状況、オンラインの参加状況について説明
- 情報公開条例に基づく会議の公開の確認
- ペーパーレス会議の説明

2 挨 捭

(伊藤副部長)

本日は、御多忙中にも関わらず、宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員会議に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

去る7月に開催いたしました第1回専門委員会議では、本県における廃棄物の現状と課題、そして計画の中間見直しにおける施策の方向性や目標値の在り方について御審議いただきました。その際、新たに柱として位置づけるサーキュラーエコノミーの推進や食品ロスの削減、一般廃棄物処理の喫緊の課題であるリチウムイオン電池の分別をはじめ、プラスチックの資源循環や環境教育における人材育成など、実に様々な観点から貴重な御意見を賜りました。

本日は、皆様からいただいた御意見を反映させた「第3期計画中間見直しの素案」並びに「目標値及び指標の見直し案」につきまして、御審議いただきたく存じます。

今後につきましては、本日いただく御意見及び市町村等への意見照会を踏まえて中間案を取りまとめ、その後、第3回専門委員会議での御審議、パブリックコメントの募集という手順で進めしていく予定でございます。

委員の皆さまにおかれましては、それぞれの専門的な知見に基づき、前回同様、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。限られた時間ではございますが、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(副部長は公務のため退席)

3 議事

(1) 目標値及び指標の見直しについて

(松八重座長)

進行を務めさせていただきます。皆様、円滑な進行に御協力をお願いいたします。議事1について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料1に基づき説明

○質疑応答

(齋藤委員)

(資料1、5ページの進行管理指標)「入口側」と「出口側」の循環利用率は、国の図表を引用していると思われますが、天然資源投入量や廃棄物発生量の算出根拠を明記するなど、県民にも分かりやすい表記とするように工夫が必要であると考えます。

(三浦課長)

資料2の20ページに算出根拠等を示しました。国の広報手法等も参考にしつつ、県民に分かりやすい見せ方を工夫したいと思います。

(松八重座長)

難しい概念では、イラストなどを用いた具体的な例え（物質フローを家庭に落とし込むなど）を表記するなど、県民に分かりやすく伝える工夫が効果的ではないかと考えます。

(高橋委員)

（資料1、5ページの進行管理指標）未利用食品の利活用量（No.7）の目標値案（410t/年以上）が最新実績（542t/年）を下回っていますが、過去5年の平均値を採用した根拠を教えてください。平均値を採用した根拠として“外れ値”的ような、特異な数値があつたためでしょうか。

(三浦課長)

本指標では、食品ロス発生そのものを推奨するものではなく、まだ食べられる食品はフードバンク等を通じて活用すべきという考え方に基づき設定しています。今回は、そのような考え方の下、過去5年の実績のばらつきも考慮して平均値を目標値案としました。

(松八重座長)

食品ロス発生量の全体量が把握できないため、目標値の設定も難しいと考えられます。

(渡辺委員)

（資料1、5ページの進行管理指標）未利用食品の利活用量（No.7）は、物価高騰などでフードバンクへの寄付物資が減少傾向にある現状を踏まえ、社会情勢を考慮した目標設定が望ましいと考えます。また、循環利用率については、県民が理解できるように工夫すべきと考えます。

(三浦課長)

寄付される物資が少ない状況は、フードバンク団体へのヒアリングを通じて承知していました。目標値410tは、そのような状況も踏まえ、現時点で最低限達成したい水準の目標値案としました。今後は、災害備蓄品の更新も活用して食品を集めることも検討したいと考えています。また、循環利用率の記載方法の工夫については、今後検討することといたします。

(新澤委員)

（資料1、5ページの進行管理指標）一般廃棄物1人1日当たりごみ焼却量（No.3）の目標設定において、焼却割合に過去5年の平均値（77.9%）を用いていますが、これは焼却割合が横ばい傾向にあるためでしょうか。

(管野班長)

資料1の19ページのグラフのとおり、焼却の割合は横ばい傾向にあるため、過去5年の平均値を採用しました。

(星野委員)

(資料1、5ページの進行管理指標) 産業廃棄物プラスチックのリサイクル率(No.5)について、目標値自体に異論はありませんが、企業は産業廃棄物の削減に努めており、ロスだけでなく分別を徹底することで、有価物を増やそうとしています。この活動が進むと、リサイクルしにくくいものが残ってしまい、結果的にリサイクル率が下がる可能性があります。この視点も含めて、リサイクル率の変動とその要因について調査・分析すべきと考えます。

(三浦課長)

廃棄物の組成が変わり、リサイクル率が右肩上がりにならない可能性については認識しており、今後の調査において、こうした視点も含めて数値の把握に努めたいと考えています。

(松八重座長)

廃棄物の量も減る中で、リサイクル率を設定することは難しいことだと思います。

(松八重座長)

(資料1、5ページの進行管理指標) 広域処理ブロック数「7ブロック」を進行管理指標の目標として設定することの妥当性に疑問があります。目標達成を目的とする指標において、現状維持の「7」を目標することは難しいと考えます。

(庄子課長)

広域化計画の策定については、国の通知に基づき方向性を示す必要があります。市町村・一部事務組合に意向を照会し、その意見を踏まえ7ブロックとしましたが、当該ブロックの考え方は焼却炉の更新時期と併せて検討する必要があります。本県では広い圏域をカバーしているブロックもあり、効率も悪くなることが考えられ、将来的には3～4ブロックへの再編も視野に入れておりますが、循環計画の見直しに合わせて適宜市町村の意見を反映したいと考えています。

(松八重座長)

広域処理ブロックを目標として定めるべきかどうか判断が難しいと考えます。一方で、災害廃棄物処理計画が未策定の自治体もあるため、そちらを指標に採用するのはどうでしょうか。

(庄子課長)

進行管理という視点から見れば管理する期間が異なることも考えられます。資料2資料編67ページには、ごみ処理計画の詳細も記載しております。進行管理としては、県の責務として(持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進に)対応しないといけないこともあります。指標としました。

(2) 宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）中間見直しの素案について

(松八重座長)

議題（2）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料2～4に基づき説明

○質疑応答

(渡辺委員)

(資料2、1ページ) 第1章計画の基本的事項に、SDGs目標との関り、特に「12 つくる責任、つかう責任」との関わりなど、持続可能な社会の実現と循環型社会の形成との関わりを、基本事項に盛り込むべきであると考えます。

(三浦課長)

SDGsの考え方は、循環型社会の実現において重要な部分であるため、基本事項への修正等を検討します。

(松八重座長)

SDGsの目標は2030年までであり、今後SDGsの言葉 자체が変わる可能性もあります。

(星野委員)

(資料2、5ページ) 1人1日当たりのごみ排出量が全国平均に比べ多い現状について、震災前は全国平均と同程度でしたが、震災後の社会状況や観光・商業施設など、事業系一般廃棄物の排出が多い地域特性が影響していると思われます。今後、排出量を減らすために、県外との比較を含めた詳細な分析が必要であると考えます。

(三浦課長)

震災前は全国平均と同程度でしたが、震災後に排出量が増え、その差が継続しています。県内市町村別の排出量では、観光地や企業、商業施設が多い市町村で多くなっている傾向があります。県外との比較は、さらに分析する必要があります。

(新澤委員)

(資料2、14ページ) 産業廃棄物プラスチックのリサイクル率が新規で進行管理指標になることもあるので、廃プラの排出量について、「その他」に含めるのではなく、抜き出して表示するのが良いと考えます。

(管野班長)

資料2の62ページ、資料編の資図9に記載しております。プラスチックは重量が軽く、産業廃棄物全体に占める割合は多くはないものの、記載方法の工夫等について検討します。

(齋藤委員)

本計画が、県内自治体が行う資源循環に係る施策と同じ方向を示すことができる計画になって欲しいと思います。そのような視点から新たな観点としてリユースやC Eコマースを記載している点は非常に良いと思います。

(資料2、2ページ) 循環経済(C E)のコラムの記述について、「近年ヨーロッパを中心に提唱」とありますが、近年はアジア各国も注力しているため、「世界的な動向」として修正すべきであると考えます。

また、この計画の趣旨として、県内自治体が同じ方向を向くような資源循環のためのボトムアップの計画であるのか、資源循環に先進的に取り組む、または取り組んでいる自治体を増やす計画なのか、県としてどう推進すべきか明確に記載すべきだと思います。

(資料2、17ページ) 産業廃棄物の主な課題とありますが、製造側(動脈側)の取組でも資源循環として取り組める内容があれば記載していただきたいと考えます。

(三浦課長)

冒頭のコラムについては、アジア各国の動向も踏まえ、文言を修正します。

計画見直しのポイントとして、自治体へのボトムアップを図る施策もありますが、自治体も人不足の影響から対応が難しいと聞いています。民間の力も借りながら、市町村負担の軽減も図りたいと考えており、また、市町村の取組に対する交付金についても、上限を増額したいと考えています。施策の方向性の記載方法は検討します。

製造業におけるC Eについては、今後、環境配慮設計等の設計段階に係る支援を行うことを検討しています。

(小沢副座長)

産業廃棄物の最終処分について、県外(特に関東圏)からの産業廃棄物の搬入が多いと思われますが、本県のリサイクル率や最終処分場の容量に与える影響について教えてください。

(三浦課長)

本計画の目標値は、県内で発生する廃棄物を基準に算定しているため、県外から県内へ搬入される産業廃棄物については、本計画のリサイクル率や最終処分率に直接影響はしません。ただし、実際には最終処分場の残余容量は圧迫されますので、新たな公共関与の最終処分場の整備を行い、埋め立て容量の確保に努めることとしています。

(松八重座長)

(資料2、31ページ) C Eコマースの概念図(31ページ)や記載例において、リマニュファクチャリング、リペア、リファービッシュなど、今後県として拡大すべき産業のキーワードや、県が力を入れる分野を明確に打ち出し、より強いメッセージを伝えるべきであると考えます。また、C Eコマースにおける表現もわかりにくいため、説明を補足すべきと考えます。

(三浦課長)

概念図はある産業の一例ですが、例えば、自動車業界においては国のワーキンググループで「Car to Car」や「X to Car」の動きもあります。県内事業者においてもCEへの取組はありますが、これから製造業が発展するためにはリサイクルよりも高度な分別が重要になりますので、仙台市との連携や、事業者とのヒアリングも行いたいと考えています。CEコマースの記載方法についても、分かりやすい表記となるよう工夫します。

(松八重座長)

(資料2、36ページ) リサイクル製品の認定と、グリーン購入の枠組みについては、既存の枠組みだけでなく、リユース品やリマニュファクチャリング製品といったCE型の製品の需要の受け皿となるよう、県独自の取り組みを検討すべきと考えます。

(三浦課長)

CE関連の具体的なキーワードや、県独自の取り組みは本計画で紹介したいと考えています。その具体例としては、廃漁網を再生材として活用した製品の利用促進などがあります。

(斎藤委員)

(資料2、37ページ) プラスチック資源循環の推進において、リサイクルの種類を記述する際、水平リサイクルという言葉を用いるのであれば、カスケードリサイクルも記載が必要と思いますし、マテリアルリサイクルを記載するのであればケミカルリサイクルも含めた書き方とすべきと考えます。全体として整合性のある記載をお願いします。

(資料2、43ページ) リチウムイオン電池の事故防止対策の記述について、「強い衝撃や圧力が加わり」という表現では誤解を招くため、「不適正な分別や区分外への混入」が課題であること明確に記載し、適正分別の重要性を強調すべきと考えます。

(三浦課長)

リサイクル手法の記載、リチウムイオン電池の火災原因について文言を修正します。

(渡辺委員)

(資料2、36ページ) 環境教育の推進は、学校教育だけでなく、家庭や地域社会のあらゆる対象も幅広に設定し、消費者の行動変容を促す取り組みが必要と考えます。

(資料2、39ページ) 食ロスの削減として、フードシェアリング（仙台市）のような余剰食品と消費者をマッチングする先進事例も参考としていただきたい。また、フードバンクへの支援については、財政的支援の実施を明記すべきと考えます。

(三浦課長)

環境教育については、企業や町内会向けに出前講座を実施しています。また、小学生を対象とした教育資材を作成・配布し、子供を通じて家庭での教育機会の創出という仕組みづくりを行つ

ており、地域社会への普及啓発を継続・強化していますが、その記載方法については検討します。フードバンクへの財政的支援は実施しているため、文言を修正します。また、フードシェアリングについては、実施している仙台市から具体的な御説明をお願いします。

(高橋委員)

フードシェアリングは、自治体主導のフードシェアリングサービス「タベスケ」において、仙台市で独自に「ワケルくんもったいないマルシェ」として運用し、小売店の賞味期限が近い商品と消費者がマッチングする仕組みを構築しました。

2点ほど意見及び質問があります。食品ロスの削減推進（柱3）について、削減努力の取組に加え、本市で取り組んでいる飲食店から発生する食品廃棄物のリサイクルの取組、調理残渣等を活用したメタン発酵発電のような、どうしても発生してしまう食品廃棄物のリサイクルに関する取組についても計画に盛り込んでいただきたいと考えております。

もう1点は、ごみ処理広域化計画について、将来の3～4ブロック化を視野に入れるのであれば、市町村の長期的な施設建設判断に資するため、県が早期に目標年度から逆算したスケジュールなどを示して意見交換すべきだと考えますがいかがでしょうか。

(三浦課長)

フードシェアリングについては、県においても、ポケットサインを活用したフードロスクーポンミニアプリの実証実験中ですが、既に食品ロス削減に向けて取り組んでいる事業者も多く、また、クーポン発券に係る店舗側でのオペレーション負荷が大きいため、本格化は難しい状況にあると考えています。

メタン発酵発電施設の利活用促進等については、資料2、35ページの「食品廃棄物」の項目に記載しています。

(庄子課長)

市町村では、建設費の高騰などから施設更新の検討が中断している例もあり、国交付金を活用した市町村の施設整備の考え方と、県の広域化計画を隨時連携させていく必要がある。国交付金の相談（要望額調査等）や計画の見直しの機会を通じて、市町村の意向を確認しながら、隨時市町村と連携していきます。

(小沢副座長)

海外からの旅行者や留学生に対するごみ分別ルールの周知等、外国人に対するごみの適正処理対策についての検討状況はどうでしょうか。

また、廃棄物が多い現状について、災害廃棄物のごみ処理の状況が、県の廃棄物の排出量等に与える影響はあるのでしょうか。

(三浦課長)

観光部局と連携し、外国人に対するごみの適正処理対策について情報収集を行い、適切な対応

を検討します。

(庄子課長)

災害廃棄物は一般廃棄物として扱われます。市町村の事務となりますと、大量に発生すれば、県外での広域処理も考えていくことになります。現在、県では、地域内での民間事業者も活用した災害廃棄物への対応も考えており、地域の民間事業者を活用した災害廃棄物処理体制について、計画に盛り込みたいと考えています。

(松八重座長)

(資料2、48ページ) 事業者に期待される役割について、シェアリング等のC Eコマースについてより具体的に記載すべきであると考えます。また、SDGsの文言を新たに加える必要は必ずしもないと思いますが、「責任ある調達」についてはもう少し考える必要があります。再生材を活用した製品を作ることは当然重要ですが、それを使ってもらう出口も重要となります。事業者単体での達成は難しいので、出口や受け皿となる事業者との連携接続についても文言として追加すべきと考えます。

(資料2、49ページ) 事業者の具体的な取組例のうち、食品ロスの削減推進について、規格外品などの農林水産物の有効活用を進める旨の記載があるが、農林水産業者だけでこれを行うのは中々難しいと思います。食品製造業や畜産業、サービス業等の他産業との「事業者連携」が重要なとなるので、それを明記すべきと考えます。

(資料2、50ページ) 県に期待される役割と取組について、コーディネーターとしての役割は非常に多いと思われます。計画の中で、より強いメッセージとするためにも、具体的に記載していただきたいと考えます。

(三浦課長)

再生材の出口を確保として、グリーン製品の調達等を行うことで、県としても「責任ある調達」をしなければならないと認識しております。

食品ロス対策として、農林水産業と食品加工業との連携は必要と認識しておりますので、産業廃棄物税を活用し、食産業振興課と連携して規格外品の活用事業への財政支援を実施しております。

県はコーディネーターとして、事業者等との結節点となるように書いておりますが、より具体的に書けるように工夫します。

(小沢副座長)

再生可能資源である木材（間伐材等）の活用推進も本計画に取り入れていただきたいと思います。これは中山間地域の活性化や熊対策にもつながると考えられます。

(三浦課長)

資料2、35ページの「がれき類・木くず」の項目に、未利用間伐材等の利活用促進のため、木質バイオマス加工施設や搬出支援への支援について記載しています。

(齋藤委員)

小沢副座長からも言及がありましたが、観光客への対応について、観光部局との連携を計画に明記し、観光客に対する廃棄物の適正処理の対応だけでなく、本県のCEの優良事例を海外へ発信する役割も担ってもらうべきだと考えます。

(三浦課長)

観光部局と連携し、インバウンド対応における地域の課題や文化の違いに関する情報を収集した上で、計画に盛り込むことを検討します。

4 その他

(事務局)

今後のスケジュールについて、本日議論された内容を踏まえ、事務局にて中間案を作成し、来年（令和8年）1月頃に文書照会（書面開催）する予定としています。各委員におかれましては、文書照会の内容を確認していただき、それぞれ意見を回答いただく予定となります。

5 閉会

(松八重座長)

以上をもちまして議事を終了します。長時間にわたる審議、ありがとうございました。